

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4 第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年11月20日

【会社名】 ヤマトイインターナショナル株式会社

【英訳名】 YAMATO INTERNATIONAL INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 盤若 智基

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区博労町二丁目3番9号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は
下記の場所で行っております。)
大阪府東大阪市森河内西一丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 ヤマトイインターナショナル株式会社 東京本社
(東京都大田区平和島五丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長盤若智基は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当社の第79期事業年度（自2024年9月1日 至2025年8月31日）の末日である2025年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社1社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は衣料製品の多店舗展開による小売及び卸売を中心とした事業形態をとっていることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高が適切であると判断いたしました。

全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、前連結会計年度の連結売上高（連結売上会計間取引消去後）のおおむね3分の2に達している「自主管理型売場」「直営店」「卸売」に関連する事業を「重要な事業拠点」（事業部門）といたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社は小売及び卸売を中心とした事業形態であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上債権、仕入高、仕入債務、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、固定資産の減損プロセス、税効果プロセスを評価対象に含めております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。